

③ 新生活運動目標並び改善要項（結婚・葬儀改善）

昭和 26 年（1951）4 月 1 日

昭和 26 年（1951）に吾妻郡太田村（現吾妻郡東吾妻町岩井ほか）の新生活運動協議会が発行した運動目標の配布紙です。県の運動協議会が示した運動目標（前掲史料②）を受け、各市町村の運動協議会がより具体的な運動目標を設定していたことを示す史料です。婚礼にともなう一般の祝儀は百円以内とすること、葬儀にともなう香奠は百円を限度とすることなど、金額の目安が明記されています。

伊能光雄家文書 P8003 No.5975

（吾妻郡東吾妻町岩井）

運動目標

一、私達は國の祝祭日には國旗を掲揚します
一、私達は時間を尊重し時間の厳守と活用の工夫を實行します

結婚改善要項

意義

新民法の精神に則り従來の如き家本位の慣習を改めて新郎新婦の精神的結合に重点をおき關係者は有愛の情をこめて新しい人生への門出を祝福するに共に舉式は嚴肅簡素且つ合理的に執り行い以て冗費の節約につとめる

一、婚約

○幸福は純潔から……の意味でなるべく（樽人前）健康診断書の交換を行う

二、式服

○式服はなるべく新調せぬこと

○婦人會の貸衣裳を利用するか又は持つている人から貸りること（貸用代五〇〇圓）

三、調度品

○兩家で相談の上分相應とすること

○調度品は絶対に披露せざること

四、膳部

○一元客以外は酒一人一合、盛付一皿、取着一皿、吸物一を以つて限度とすること

五、一元客

○引物は一人壹百圓以内とすること

六、結納金

○米一駄の時價を以つて最高限度とすること

七、祝儀

○躰は廢止……止むを得ない場合は包金とすること

○一般の祝儀は壹百圓以内とすること

八、土産物 ○新郎、新婦の土産物は「ハガキ」五枚以内とすること

葬儀改善要項

一、集る範圍 ○近親隣組其の他別懇なる朋友知己とすること

二、膳部

○一切これを廢止しこれに代る御凌ぎ程度のもの差し上げ腹の空かないやうにする（他町村の者にはこの限でない）

三、香奠返しは全廢すること（他町村の者にはこの限でない）

四、葬具

○葬具は太田村農業協同組合の設付のものを使用し簡素に取り行うこと

五、香奠

○一般は壹百圓を限度とすること

六、時間

○施主は式の時間を正確に告知しなるべく午後三時以内とする事

七、きよめ酒

○きよめ酒は一升以内とすること

昭和二十六年四月一日

太田村

太田村新生活運動協議會

8003

5975

伊能光雄家文書